

ガイドライン改訂

今号上面の報道の通り、FITについて事業計画策定ガイドラインの改訂があり、今年度以降、木質バイオマス燃料と石炭の混焼発電におけるFITの新規認定は行われないなど変更があった。

大規模な発電ほど燃焼効率が優れ、スケールメリットによる売電利益が膨らむ。木質バイオマス専焼の中規模発電所(5〜10万kw)が燃料調達に支払える金額の上限は、生木のチップで一方2000円程度だ。仮に大型発電所がこの上限

## 石炭混焼は認定対象外に

念が解消されることは、地産地消を進めるにあたり望ましい。

に歯止めを掛けず広域で集めると、内陸発電所と集荷範囲が重なり、買い値の高混焼発電所へ流れ出る。ガイドラインの改訂で、そうした懸念が解消されることは、地産地消を進めるにあたり望ましい。

昨今、バイオマス発電の認定量が急増したことにより、賦課金による国民負担が問題視されている。未稼働案件を防止するために設備発注期限(2年)も設定された。FIT認定日より2年とした上で、環境アセスメントなどの理由があれば、期限の猶予が認められるが、系統工事が長期間にわたることや、プラント需要の逼迫によって発注が滞ることは認められない。新規に計画する場合、今一度、実現可能かどうか見極める必要があるだろう。